

個人情報保護委員会（第149回）議事概要

- 1 日時：令和2年7月22日（水）14：30～15：00 オンライン開催
- 2 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、
加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、佐脇審議官、青山総務課長、
三原参事官、濱口参事官

3 議事の概要

- (1) 議題1：改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について（案）

事務局から、資料1に基づき説明を行った。

大島委員から「改正個人情報保護法の施行に向けた取組について第144回委員会において議論を行った。政令等の整備に当たっては、附帯決議等の国会審議における議論をしっかりと踏まえる必要性が指摘されたが、引き続き、国会審議における議論あるいはパブリックコメントも踏まえながら、具体的な検討を行ってまいりたい」旨の発言があった。

宮井委員から、「本日整理いただいた事項については、今後、具体的な検討を行っていくに当たって、消費者や事業者等の多様な関係者の意見を丁寧に聴取していく必要があると考える。以前にもお話したが、新型コロナウイルスの社会への影響は甚大であり、いわゆるデジタルトランスフォーメーションが急速に進むことは間違いないと思う。企業も非常に早く対応に迫られているのが実情で、そうした中で消費者や事業者も変わっていく可能性は大いにある。そういった変化の声もしっかりと踏まえて、政令等を整備していき、様々な関係者に分かりやすいものとしていきたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「本日の委員会では、政令等の整備の第一のステップとして、改正法のそれぞれの項目について、政令等への委任事項及びガイドライン等に盛り込むことを予定する事項を整理することができたのではないかと思う。

本日整理された事項を踏まえ、今後、委員会として、それぞれの項目について、御意見にもあったとおり多様なステークホルダーの御意見を伺いながら、具体的な検討を加速することとしたい」旨の発言があった。

「改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について（案）」について原案のとおり決定された。

- (2) 議題2：特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について
事務局から、資料2に基づき説明を行った。

加藤委員から「評価実施機関において、より実効的な特定個人情報保護評価が行われるよう、指針についても、社会情勢の変化、評価実施機関の意見等を踏まえた見直しを行う必要がある。指針の見直し等の方向性は、事務局案で良いと思うが、更に評価実施機関の意見も踏まえて変更案の具体化を進める必要がある。

また、評価実施機関における特定個人情報保護評価の適切な運用が確保されるよう、リスク分析の方法など、評価の実施方法についても助言を行うことが適当であり、運用に関する解説は、是非作成し、周知に努めてもらいたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「特定個人情報ファイルの取扱いを自ら評価し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するとともに、国民からの信頼を確保するという制度の目的に照らし、より実効的な特定個人情報保護評価が行われるよう、更に検討を進めてまいりたい」旨の発言があった。

「特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について」について原案のとおり了承された。

(3) 議題3：個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について

事務局から、資料3に基づき報告を行った。

熊澤委員から「今般の欧州司法裁判所による米EUプライバシー・シールドに係る欧州委員会の十分性決定を無効とする判決は驚きを禁じえないところであった。ガバメントアクセスについては、新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱いをめぐる議論も多くあり、今後更に重要なテーマとなってくる。このような状況も踏まえて、OECDにおける取組を今後も着実に進めていくことが大変重要である」旨の発言があった。

以上